

イギリスの単位罰金制度の成立と廃止

瀬川 晃

目次

- 一 はしがき
- 二 単位罰金の概要と実験的適用
 - 一 導入の背景と制度の概要
 - 二 実験的適用の調査結果
- 三 何故単位罰金制度は廃止されたのか
 - 一 単位罰金批判の台頭と一九九三年刑事裁判法
 - 二 単位罰金制度の廃止理由
- 四 むすび

一 はしがき

イギリスの「日数罰金制度」は、施行後一年を経ずして、劇的な幕切れを迎えた。すなわち、一九九一年刑事裁

イギリスの単位罰金制度の成立と廃止

同志社法学 四五卷六号

一 (九五三)

判法⁽¹⁾ (Criminal Justice Act 1991) によって導入された単位罰金制度⁽²⁾ (unit fines system) は、一九九二年一〇月に施行され、翌年九月に廃止された。罰金刑の合理化の視点から大きな期待を集めて導入された単位罰金は、何故廃止されたのだろうか。「イギリス刑事政策史における最も注目すべき方向転換 (the most remarkable volte-faces in the history of penal policy in England and Wales)」⁽³⁾と評されるこの展開の背景には、様々な要因が複雑に絡みながら存在していると思われる。本稿では、本制度の導入の背景と概要を簡単にみたあと、実験的適用から全国規模での本格的実施、さらに廃止にいたる経過を考察し、さらに単位罰金制度がイギリスにおいて廃止された要因について若干の検討を加えることにしたい。なお、本制度の概要及び導入の背景の詳細については、本誌上の奥村・青木両氏の論稿を参照されたい。

(1) 一九九一年刑事裁判法及び近時の刑事思潮については、瀬川晃「イギリス刑事法の概括的検討」刑法雑誌三三卷三号六〇頁以下。

(2) 単位罰金は、従来のカテゴリーでいえば「日数罰金 (day fine)」に属する。すなわち、単位罰金は日数罰金と同様に、罰金刑の合理化を目指し、犯罪者の資力に応じた財産刑を実現しようとするものである。日数罰金は、犯罪の重さを「日数」によって表そうとする点にその名称の由来があったのに対し、単位罰金は犯罪の重さを「単位数」によって表そうとする点にその名称の由来がある。本制度を紹介したものとして、柳本正春「イギリス刑事裁判法 (一九九一年)」亜細亞法学二七卷二号五九頁以下、藤岡一郎「特集」イギリス刑事法の動向・刑事政策の動向」刑法雑誌三三卷三号四八七頁以下。

(3) A. Ashworth and B. Gibson, *The Criminal Justice Act 1993* (2) *Altering the Sentencing Framework*, [1994] *Crim. L. R.*, p.

二 単位罰金の概要と実験的適用

一 導入の背景と制度の概要

イギリスにおいて、日数罰金制度について最初に本格的な検討を行ったのは、一九七〇年に公刊された刑罰諮問委員会⁽¹⁾の報告書「非拘禁刑と半拘禁刑 (Non-custodial and Semi-custodial Penalties)」(II ウォットン・リポート)であった。しかしながら、この報告は、日数罰金の一般原則については支持しながらも、実務上の困難性を根拠として日数罰金制度の導入は不可能であると結論づけた。そのため、イギリスにおいては、これ以後、日数罰金制度の導入について否定的な見解が大勢となった。しかし、他方において、当初スカンジナビア諸国でのみ運用されていた日数罰金制度は、その後フランス、ドイツ、スペイン及びスイス等の国々においても採用されるに至り、国際的には支持を拡大していった。

また、七〇年代に入り、過剰拘禁が社会問題として一層深刻化し、裁判所の拘禁刑判決を減少させるためには、罰金刑をより広範囲に適用することが効果的であるとの見解が有力に展開された。そして八〇年代には、滞納による拘禁が増加し、それが過剰拘禁の大きな要因の一つとなっていることが指摘されるなかで、何らかの形で犯罪者の資力に応じた罰金刑を科すことにより完納率を高めることは、緊急の課題となっていた。さらに、近年では被告人の所得を反映させた罰金刑の必要性は、失業者の増加という社会現象と関連した形でも指摘されるようになり、裁判所も、失業者等の低所得者に対する罰金刑の適用に消極的になっていった。しかし、これに対して代替手段とされるべき保

イギリスの単位罰金制度の成立と廃止

護観察などの社会内処遇は、財政的に負担が大ききという問題を有していた。このため、財政的負担が比較的小さい罰金刑を被告人の所得を反映させて運用することが必要となった。⁽³⁾

こうした事情を背景として、イギリス内務省は、四つの治安判事裁判所において、一九八八年一〇月から一年間、単位罰金の実験的適用を行った。結果は良好で、実験的適用は成功との評価を受け、一九九一年刑事裁判法において、単位罰金の本格的な実施に踏み切るに至った。

では、単位罰金とは、どのような制度であろうか。まず、単位罰金は、治安判事裁判所が、少年を含む個人に対して罰金刑を言い渡すときに適用される(一九九一年刑事裁判所法一八条一項)。それゆえ、法人に対しては適用されない。また、単位罰金の対象となるのは、交通事故犯を含め罰金刑が法定されている全ての犯罪である。

単位罰金制度において、罰金刑は以下の三段階の手續を経て決定される。

- (1) 犯罪の重さの決定 治安判事裁判所は、犯罪の性質、犯罪行為及び犯罪者に関する刑の加重・軽減事由を考慮し、犯罪の重さ(seriousness of the offence)を決定する(同法一八条二項(a)、三項及び四項)。犯罪の重さは、実際に、単位数によって表される。単位数は、一から五〇までのランクに分けられているが、犯罪類型ごとにあらかじめ定められている五つのレベルの範囲内の単位数のみを適用することができる(表I参照)。また、これらの判断に際して、治安判事は、治安判事協会(Magistrates' Association)が作成した量刑ガイドライン(sentencing guideline)を参考にする。

- (2) 一単位あたりの罰金額の算定 治安判事裁判所は、一単位あたりの罰金額を決定するにあたり、まず、被告

人の「週間可処分所得 (weekly disposable income)」を算定する (同法一八条二項(b))。罰金額の算定のために要求される週間可処分所得は、被告人の申告した週間所得から、扶養費等の必要経費を控除した額を指す。こうして求められた週間可処分所得の三分の一が、一単位あたりの罰金額となる。ただし、その範囲は、四ポンドから一〇〇ポンドの間に限定される。治安事裁判所は、有罪判決に基づいて被告人に対して資力に関する情報の提供を命じることができ、これが履行されなかったとき、または、虚偽の申告がなされたときは、その行為に対する罰金も被告人に対して科される (同法二〇条一項、二項及び三項)。

表I 単位罰金における犯罪の重さと罰金額の関係

レベル	単位(犯罪の重さ)	罰金額の範囲(£)
1	1~ 2	4~ 200
2	3~ 5	12~ 500
3	6~10	24~1,000
4	11~25	44~2,500
5	25~50	100~5,000

(3) 単位罰金の総額の算定 治安事裁判所は、犯罪の重さを示す単位数に被告人の

資力を反映させた一単位あたりの罰金額を乗じて、単位罰金の総額を算出する (同法一八条一項)。したがって、単位罰金の総額は、四ポンド (単位数一×週間可処分所得四ポンド) から五、〇〇〇ポンド (単位数五〇×週間可処分所得一〇〇ポンド) の範囲で言い渡されることとなる (表I参照)。

単位罰金の特色として、以下の四点をあげることができる。①犯罪の重さを表す指数を「単位数」として表した。②被告人の所得の算定の基準を週間可処分所得とした。③所得の算出方法を比較的簡易なものとした。④一単位あたりの罰金額を週間可処分所得の三分の一として、被告人にとって負担の軽いものとした。⁽⁴⁾

(1) Advisory Council on the Penal System, Non-custodial and Semi-custodial Penalties, 1970. 訳

書として、柳本正春(訳)『非拘禁刑罰と半拘禁刑罰』法務総合研究所・研究部資料二八(昭和五〇年)。

- (2) スカンジナヴィア諸国の日数罰金刑を紹介したものととして、瀬川晃「〈紹介〉世界各国の罰金刑—スカンジナヴィア」法
学論叢一一一巻五号八七頁以下。

(3) D. Moxon, M. Sutton and C. Hedderman, Unit Fines: Experiments in Four Courts, Home Office Research and Planning
Unit Paper 59, 1990, p. 3.

(4) A. Samuels, Criminal Justice Act 1991, Solicitors Journal, 9 July, 1993, p. 661.

二 実験的適用の調査結果

イギリス内務省は、全国的な実施(一九九三年一〇月)に先立ち、単位罰金制度の実施可能性を探るために、Basingstoke, Bradford, Swansea 及び Teesside の四つの治安判事裁判所において実験的適用を試みた。すなわち、一九八八年一〇月から一年の間に、各裁判所において単位罰金は全犯罪を対象として実験的に運用され(それぞれ六カ月間)、とくに一七種の犯罪に対する罰金刑が調査対象とされた。調査期間は、単位罰金制度の実験的適用前後六カ月ずつの合計二二カ月間であった。そして、一九九〇年九月までに、①単位罰金を科せられた七千件以上のデータ、②旧制度下において科せられた六千件以上のデータが集められ、分析の結果、次のような結論が得られた。⁽¹⁾

(1) 所得調査書の簡素化 単位についての罰金額を算定するためには犯罪者の可処分所得を把握することが必要であるが、他方、所得調査によって治安判事及び事務官等の裁判所スタッフに過剰な負担がかかることも懸念されたために、実験的適用では簡易な形態の所得調査書が採用された。すなわち、各治安判事裁判所は、被告人に対し、所得(income)及び家族扶養費(family commitment)についての基本的な項目を尋ねる調査書を採用し、その成り行

きをみた。その結果、裁判所の負担及び訴訟時間の過度な増加を避けつつ、所得についての情報を十分に得ることが可能であることが確認された。

(2) 罰金刑の適用の僅少な変化　罰金刑の使用の全体的な変化について評価するため、その適用比率の変化が観察された。そこでは、リサーチの対象となった犯罪（但し、テレビ利用許可料金の未払い（TV licence evasion）を除く）に対する罰金刑の適用の比率は、単位罰金制度の導入前が六九・七パーセントであったのに対し、導入後は六九・三パーセントであって、大きな変化は見られなかった。

(3) 全体的な罰金額の低下　単位罰金の導入に伴ってどのように罰金額が変化するかをみたところ、低所得者に対する罰金刑が、すべての治安刑事裁判所において低下した。他方、中間所得層以上の者に対する罰金額については Basingstoke の裁判所のみが上昇を示し、他の三つの裁判所には顕著な変化はみられなかった。これは、単位についての最高罰金額を他の三つの裁判所が一〇ポンドと設定していたのに対して、Basingstoke の裁判所が二〇ポンドとしたためであった。

(4) 最高罰金額引き上げの可能性の確認　実験的適用においては、低所得者への罰金額の引き下げのみが主な目的とされており、中間所得層以上の者への罰金額の引き上げが認められていなかった。そこで、各単位についての適正な最高罰金額の算定のあり方を検討するために、Basingstoke において各単位⁽¹⁾ごとの最高罰金額である二〇ポンドを科せられた二七件の事例について、犯罪者の資力に関する詳細な補足調査を行った。その結果、二七人中二六人の者が、二〇ポンド以上（罰金総額で、二三ポンドから四七五ポンド、平均で六二ポンド）を支払う能力があることが

判明し、最高額の引上げが可能であることが確認された。

(5) 裁判所間の罰金額の不均衡の是正 従来の制度に比べ厳格な手続の下に罰金額を算定する単位罰金は、その利点として地域間の罰金額の不均衡を是正することが期待されていた。分析の結果、平均罰金額の差異は全国的には拡大しているにもかかわらず、単位罰金の下では罰金額についての裁判所間の格差は縮小していることがわかった。

(6) 罰金刑の完納率の上昇 資力に応じた罰金額を算定することによって、単位罰金は滞納を減少させることが期待された。この点について実験的適用の結果をみてみると(表Ⅱ参照)、リサーチの対象となった一七種の犯罪に關する限り、単位罰金制度の導入によって罰金刑のかなり高い比率が一年以内に完納されるようになった。また、罰金を完納するまでに要した時間は、Bradford, Swansea 及び Teesside において、約二五パーセント短縮した。さらに、Basingstoke についても宣告数及び分納の増加により完納までの期間の長期化が予想されたにもかかわらず、執行期間に顕著な増減はみられなかった。

(7) 滞納による拘禁の減少 以前より、滞納によって拘禁に処せられる者の多くは失業者であることが指摘されていたため、単位罰金によって適正な罰金額を算定し、拘禁率を低下させることが期待された。結果的に、実験的適用において、罰金刑を科された者のなかで滞納のために拘禁に処せられた者の比率は明らかに低下した。従来より滞納に対して拘禁を科すことが少なかった Basingstoke を除く三つの裁判所について、単位罰金制度の導入前の六カ月間と導入後三カ月を経過した時点から六カ月間の滞納による拘禁の言渡し件数を比較すると、それぞれ約二五パーセントの減少がみられた(表Ⅲ参照)。

実験的適用の結果として、以上の七つの結論を得ることができた。この調査結果に基づいて、内務省は単位罰金制度の実験的適用が成功裡に終了したと判断し、本格的実施にむけて自信を深めた。また、実務家の中からは、若干の問題点は指摘されたものの、⁽²⁾ 実験的適用の全期間を通じて単位罰金制度に対する治安判事及び書記官等の裁判所スタッフの反応は概して好意的なものであり、⁽³⁾ 「すべての裁判所において最高の結果を残すことができた」と評された。また、マスコミも本制度についてはおおむね好意的に報道した。このようにして、単位罰金制度は、実験的適用の好結果を得て、本格的に実施されることになった。

表Ⅱ 単位罰金の完納率の変化

裁判所	6カ月以内に完納した比率(%)	12カ月以内に完納した比率(%)
Basingstoke 導入前	50	65
導入後	53	65
Bradford 導入前	43	65
導入後	61	74
Swansea 導入前	52	70
導入後	61	73
Teesside 導入前	46	71
導入後	55	75

(注) Unit Fines: Experiments in Four Courts(1990)による。

表Ⅲ 滞納による拘禁率の変化

	導入前 6ヶ月間	導入後4ヵ月日 からの6ヵ月間	拘禁率の 変化(%)
Bradford	203	154	-24
Teesside	164	119	-27
Swansea	69	51	-26

(注) Unit Fines: Experiments in Four Courts(1990)による。

- (1) D. Moxon, M. Sutton and C. Hedderman, *Unit Fines: Experiments in Four Courts*, Home Office Research and Planning Unit Paper 59, 1990, pp. 6.
- (2) 実験的適用の結果をふまえ、①所得調査が不十分であるために過剰な罰金額を算定する可能性、②量刑後に所得に変化が生じた場合の対応方法等の問題が指摘された。B. Gibson, *Unit Fines*, 1992, p. 89.
- (3) David Moxon, *England Abandons Unit Fines*, *Overcrowded Times*, vol. 4, no. 4, 1993.
- (4) B. Gibson, *op. cit.*, p. 35.

三 何故単位罰金制度は廃止されたのか

一 単位罰金批判の台頭と一九九三年刑事裁判法

単位罰金制度は、実験的適用の成功を経て、一九九一年刑事裁判所法（一九九二年一〇月施行）に規定され、全国規模での本格的な適用が実施に移されることとなった。それまでの経緯から大きな期待をもって迎えられた単位罰金であったが、施行六カ月後、早くも一つの問題に直面することになった。すなわち、一九九三年四月に、治安判事が大量に辞職したことが表面化したのである。⁽¹⁾これは、単位罰金の適用にあたり治安判事の裁量の幅がきわめて限定されたこと、さらに、とくに中間所得層以上の者に対して過重な罰金を量定せざるを得ない場合があることに対して不満を表明したものであり、最終的に約三〇名の治安判事の辞職にまで発展した。⁽²⁾なお、こうした辞職の背景には、単位罰金に対する批判だけでなく、一九九一年刑事裁判所法が量刑にあたって犯罪者の前科を考慮することを禁じたことへの抗議も含まれており、一概にその要因のすべてを単位罰金に帰することはできないが、少なくともこの時点にお

いは治安判事等実務家側の単位罰金への評価は消極的なものになりつつあった。

これを機にして、単位罰金の適用に対する批判的な報道が相次ぐこととなった。D・モクソンによれば、代表的な問題事例として二つのケースがある。⁽³⁾ 第一に、駐車禁止区域で車両が故障したために違法駐車していた者に対して、五〇〇ポンドの罰金が科されたという事例がある。この事件の被告人は、正当な抗弁を有すると考え、所得調査書の提出を拒否した。その結果、量刑の際に所得についての情報がないとして、単位についての最高罰金額の一〇〇ポンドが設定された。この事例は、上訴の結果、罰金額は三六ポンドに引き下げられたが、所得調査の運用の困難性及び犯罪行為に比して過重な罰金額算定の可能性を示すものとしてマスコミによって大きくとりあげられた。

第二に、犯罪の重さに比して均衡を欠くほどに罰金額が高く量定されたものとして、ポテトチップスの袋を路上に投棄した者に対して一、二〇〇ポンドの罰金刑が科せられた事例がある。この事例においても、被告人からは所得調査書が提出されなかったため、単位についての最高罰金額である一〇〇ポンドが設定されたが、上訴により罰金額は四八ポンドに引き下げられた。

その他にも、ホテルの女子従業員への強制猥褻行為を行った男性客に対して、四、〇〇〇ポンドの罰金を科した事例、八三歳の女性がテレビ利用許可料金の未払いのために八〇〇ポンドの罰金を科された事例などが報道された。⁽⁴⁾

このように一九九三年四月末からは、連日のように単位罰金の問題となった事例について報道されるようになり、⁽⁵⁾ 政府としても無視できない状況となった。政府は、当初、規定の一部修正又はガイドラインの変更等の処置により状況を切り抜けようとしたが、五月六日に行われたNewburyでの下院補欠選挙において保守党が大敗するに至り、危

機感を強め、五月二三日に内務大臣は単位罰金制度の廃止を正式に表明するに至った。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

このような経過をたどって、単位罰金制度は、実施後七カ月で廃止されることが表明された。はたして、一九九三年七月二七日に成立した一九九三年刑事裁判所法⁽⁸⁾（罰金刑については、九月二〇日施行）において、六五条は、単位罰金制度を規定した一九九一年刑事裁判所法一八条及び一九条を廃止することを規定した。しかし、単位罰金制度は廃止されたものの、所得とリンクした罰金刑が完全に消えたわけではない。すなわち、新法の一八条三項には、罰金額の算定にあたって裁判所は犯罪者の資力状況を考慮するものとする⁽⁸⁾ことが規定され、また、同条五項において、その適用が罰金額の過重・減輕のいずれの場合にもなされることが規定されたのである。さらに、二〇条一項は、関係者に対して裁判所への資力に関する情報の提出を求める資力状況命令（financial circumstances order）の権限を治安判事裁判所に与えている。そして、犯罪者、親権者又はその他の者が資力状況命令に従わないとき、あるいは十分な情報が得られなかったときには、裁判所は資力状況を自ら算定し、罰金刑を量定できる権限を一八条四項によって与えられた。このように新法においても罰金刑を科すにあたっては犯罪者の資力状況について考慮することとされているが、どの程度考慮するかについては規定されておらず、裁判所にかなり裁量の余地が残された。そのため、新しい規定が一九九一年法に比しきわめて不明確なものとなっていることは否めない。⁽⁹⁾

(1) The Times, April 8, 1993.

(2) The Guardian Weekly, vol. 148, no. 21, 1993, p. 4.

(3) D. Moxon, England Abandons Unit Fines, Overcrowded Times vol. 4, no. 4, 1993, pp. 10.

- (4) The Times, April 30, 1993 及び May 4, 1993.
- (5) これまでも、単位罰金の量刑の不公平性等につき報道されることはあったが、この時期に急激に報道量が増加した。
- (6) The Times, May 14, 1993.
- (7) 単位罰金に対する一連の動きを簡潔にまとめたものとして、Keesing's UK Record, vol. 6, March-April, 1993, p.47 及び vol.6, May-June, 1993, pp. 89.
- (8) A. Ashworth and B. Gibson, The Criminal Justice Act 1993 (2) Altering the Sentencing Framework, [1994] Crim. L. R., pp. 101. Litigation: Fine Mess Cleared Up, New Law Journal, September 24, 1993, p. 1327.
- (9) A. Ashworth and B. Gibson, op. cit., pp. 107.

二 単位罰金制度の廃止理由

以上のように、単位罰金制度は実験的適用の段階ではきわめて良好な結果を残し、肯定的な評価を受けていたにもかかわらず、一九九二年一〇月の施行後一年を経ずして廃止された。では、何故、当初好意的に迎えられた単位罰金制度が廃止されたのであろうか。内務省は、この点についての分析を急ぎ、レポートの刊行を予定していると伝えられる。今のところ廃止の要因を総合的に検討した文献は見当たらないが、ここでは主に単位罰金制度の廃止後に公表された論文を参考にしながら単位罰金制度の廃止の要因を試論的に検討することにしたい。⁽¹⁾

(1) 最高罰金額の引き上げ 実験的適用と施行の間には、いくつかの重要な差異が存在した。そのなかで重要と思われるのが、各単位についての最高罰金額の差異である。すなわち、実験的適用における各単位についての最高罰金額は、各地域における平均所得を参考に中間所得層以上の者に対する罰金額の引上げをもたらさないようにとの配

慮がなされていたために、Basingstokeにおいては二〇ポンド、他の三つの裁判所においては一〇ポンドに抑えられていた。しかし一九九一年刑事裁判法では、その最高額は一〇〇ポンドに設定された。このため、各単位についての罰金額は四ポンドから一〇〇ポンドまでの二五倍の格差を有するようになり、治安判事裁判所が科す権限を有する最高罰金額も、二、〇〇〇ポンドから五、〇〇〇ポンドに引き上げられた。これに対しては、罰金額を算定するにあたって決定的な役割を担っているのは、犯罪それ自体よりも所得ではないかとの疑問が提起された。

(2) すべての犯罪への適用 日数罰金を採用している北欧やドイツなどの国々と比較してみると、単位罰金の場合、治安判事裁判所の取り扱うすべての犯罪をその対象としていたことが注目される。これは、①適用の有無を区別するための適正な線引きは不可能であること、②すべての犯罪に対する統一的なシステムのほうが円滑な執行が予想されたこと等の配慮が働いたためであった。⁽²⁾ 施行後においては、実務上とくに比較的軽微な犯罪に対する取扱いについて問題が生じた。すなわち、交通事犯等の軽微な犯罪は、それまで定額の罰金刑によって取り扱われていたのであるが、単位罰金の導入により罰金額が大きく引き上げられる可能性が生じたのである。とりわけ、その可能性は中間所得層以上の者に高かったために、この層からの強い批判を浴びる結果となった。

(3) 資力調査の困難性 各単位についての最高罰金額を引き上げたことよって、罰金刑が科されるすべての事例において正確な資力情報を得ることが量刑上必要となった。そこで、すべての被告人に対して所得調査書が送られたが、その時点では無罪を主張している被告人に対して所得調査への協力を強制することに疑問が残るために、法的には義務付けられなかった。しかも、軽微な犯罪については多くの場合、被告人は出廷することなく「郵便によって

有罪の答弁を行う (plead guilty by mail)」ために、資力調査についての正確な情報の入手ができないという困難な状態が生じた。その結果、裁判所は有罪の確定後、所得情報を提出させるために訴訟を延期するか、または限られた不確実な情報によって罰金額を算出しなければならなかった。そのため、単位罰金が犯罪者の資力を必ずしも正確に反映していないとの批判が提起された。

(4) 治安判事の反発 実験的適用の成功の背景には、治安判事及び書記官等の裁判所スタッフの協力があったことを見逃すことはできない⁽³⁾。しかし、単位罰金施行後この状況は一転し、多くの治安判事たちは単位罰金が彼らの裁量権をきわめて制限したことに反発した。さらに、彼らは、従来の制度に比べ不公正と思われる罰金額を科さねばならないという状況に直面し、それを避けるための独自の量刑を行ったといわれる。例えば、一部の治安判事は、相当と考える罰金総額をまず決定し、そこから犯罪の重さと各単位についての罰金額を逆算することによって公平性を保とうとした⁽⁴⁾。また、多くの治安判事たちは、収入の増加にもなって罰金額が急激に上昇することにも疑問を提起した。こうした治安判事の反発が高まるなかで、治安判事協会も政府に対して単位罰金制度の改正・廃止を働きかけた。このように治安判事等の支持を失ったことは、単位罰金の命運にとってきわめて大きな影響を与えた。

- (1) D. Moxon, *England Abandons Unit Fines, Overcrowded Times*, vol. 4, no. 4, 1993, pp. 5.
- (2) D. Moxon, *op. cit.*, p10. D. Moxon, M. Sutton and C. Hedderman, *Unit Fines: Experiments in Four Courts*, Home Office Research and Planning Unit Paper 59, 1990, p. 5.
- (3) D. Moxon, M. Sutton and C. Hedderman, *op. cit.*, p. 22.
- (4) A. Samuels, *Criminal Justice Act 1991*, *Solicitors Journal*, 9 July, 1993, pp. 661.

四 む す び

単位罰金制度は、実施後一年を待たずに廃止された。それに代わって、一九九三年刑事裁判法は、裁判所に量刑についての大きな裁量権を与え、犯罪者の所得を罰金額の量定に反映させる旨の規定を盛り込んだ。今のところ、この新しい形式のシステムについては一定の期待を示す評価がある一方で、その効果については否定的な所説も見受けられる。とくに、単位罰金制度の支持者からは、「浴槽の水と一緒に赤ん坊を流してしまう (throwing the baby out with the bathwater) ようなものだ」⁽²⁾との批判的見解も示されている。今後、新しいシステムの下で罰金刑がどのように運用されるかは予測の限りではない。しかし、一九九三年法の規定が必ずしも明確なものとはいえず、犯罪者の資力を罰金額の算定にあたって実際上どの程度考慮すべきかは明らかでないように思われる。結果的にイギリスの罰金制度は一九九一年刑事裁判所法の施行前の状態に帰ったと指摘する者もいるが、⁽³⁾ そうだとすれば、滞納による拘禁の増加等の単位罰金の導入以前に指摘されていた問題に対して、今後もイギリス政府は新たな解決策を探求していくことになる。いずれにせよ、単位罰金制度の廃止及び一九九三年法の成立についての内務省による総合的なりポートの刊行が待たれるところである。

(1) Litigation : Fine Mess Cleared Up, *New Law Journal*, September 24, 1993, p. 1327.

(2) A. Ashworth and B. Gibson, *The Criminal Justice Act 1993* (2) *Altering the Sentencing Framework*, [1994] *Crim. L. R.*, p.

(3) A. Ashworth and B. Gibson, op. cit., p. 107.

〔付記〕 一九九一年刑事裁判法が施行された一九九二年の秋、かねてよりイギリスの罰金刑改革に関心を抱いていた筆者、奥村正雄氏及び青木紀博氏の三名により単位罰金研究会を組織し、以後、議論を重ねてきた。施行後一年をまたずに廃止という予想外の展開をとげた単位罰金の動向を整理して公表することは、罰金刑改革が刑事政策の重要課題であるわが国においても意義があると考え、本誌上に掲載する次第である。